

豊田市総合計画推進会議設置要綱

（趣旨）

第1条 第9次豊田市総合計画（以下「総合計画」という。）の推進に関し調査及び検討を行うため、豊田市総合計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）総合計画の施策の推進に関すること。
- （2）国の動向等、総合計画に反映すべき社会情勢に関すること。

（組織等）

第3条 会議は、市長が選任する委員をもって構成する。

2 会議に会長及び副会長を各1名置く。

3 会長はミライ実現戦略プロジェクト本部長（以下「本部長」とする。）をもって充て、副会長はミライ実現戦略副本部長をもって充てる。

（任期）

第4条 会議の委員の任期は、就任した日から当該年度の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

（会議）

第5条 会長は、会議を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

4 会議は、非公開とする。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。